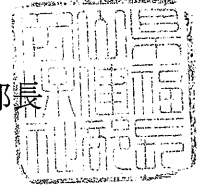


医推第366号
令和元年5月31日

岡山県医師会長 様

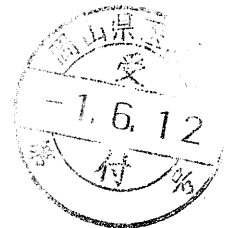
岡山県保健福祉部長



岡山県災害医療本部等設置要綱の一部改正について（通知）

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、別紙のとおり改正し、令和元年5月31日から適用することとしたので通知します。

また、貴会管下の地区医師会への周知につきましても御高配くださるよう、よろしくお願ひします。



《問合せ先》

岡山県保健福祉部医療推進課

地域医療体制整備班 斎藤、岡崎、吉武

TEL : 086-226-7084

E-Mail : yoshimichi_okazaki@pref.okayama.lg.jp

岡山県災害医療本部等設置要綱 新旧対照表

旧	新
岡山県災害医療本部等設置要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、岡山県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、岡山県災害医療本部（以下「県本部」という。）及び岡山県地域災害医療本部（以下「地域本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 県本部は、岡山県災害対策本部条例（昭和37年岡山県条例第48号）に基づく岡山県災害対策本部が設置され、医療救護活動を開始する必要があるときに、同本部の下に設置する。 (業務) 第3条 県本部は、災害時の医療活動に関する調整を行うため、次に掲げる事項を処理する。 (1) 総合的な保健医療情報の収集及び提供 (2) 傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整 (3) 医療従事者確保の総合調整 (4) 医薬品等の供給に関する総合調整 (5) 医療ボランティアの統括 (6) その他災害時の医療に関する必要な事項 (構成) 第4条 県本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。 2 県本部に、本部長、副本部長を置き、本部長は、保健福祉部長の職にある者を、副本部長は、保健福祉部次長の職にある者をもって充てる。	岡山県災害<u>保健医療調整</u>本部等設置要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、岡山県地域防災計画に基づき、岡山県災害<u>保健医療調整</u>本部（以下「県本部」という。）及び岡山県地域災害<u>保健医療調整</u>本部（以下「地域本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 県本部は、岡山県災害対策本部条例（昭和37年岡山県条例第48号）に基づく岡山県災害対策本部（以下「<u>県災対</u>」という。）が設置された場合、又は県内で発生した災害等により「<u>おかやまDMAT</u>」が出動する場合に、<u>県災対</u>の下に設置する。 (業務) 第3条 県本部は、災害対応に係る<u>保健医療活動の総合調整</u>を行うため、次に掲げる事項を処理する。 (1) <u>保健医療活動チームの派遣調整</u> (2) <u>保健医療情報の収集、整理、分析及び提供</u> (3) <u>傷病者等</u>の受入れの要請及び搬送に関する総合調整 (4) 医薬品等の供給に関する総合調整 (5) 医療ボランティアの統括 (6) その他災害<u>対応</u>に係る<u>保健医療活動</u>に関する必要な事項 (構成) 第4条 県本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。 2 県本部に、本部長、副本部長を置き、本部長は、保健福祉部長の職にある者を、副本部長は、保健福祉部次長<u>及び保健福祉部参与</u>の職にある者をもって充てる。

旧	新																														
(地域本部) 第7条 本部長は、岡山県災害対策本部規程（昭和57年合同訓令第2号）に基づく地方災害対策本部が設置され、必要があると認めるときは、当該地方災害対策本部の下に、地域本部を設置する。 (地域本部の業務) 第8条 地域本部は、災害時の医療活動に関する調整を行うため、所管する地域において第3条に掲げる事項を処理する。 (庶務) 第11条 県本部の庶務は、保健福祉部医療推進課において、地域本部の庶務は、県民局健康福祉部保健課において処理する。 別表1 岡山県災害医療本部構成員 <table> <tr> <th>職名</th><th>所 属 ・ 職 名</th></tr> <tr> <td>副本部長</td><td>保健福祉部次長</td></tr> <tr> <td rowspan="9">専門委員</td><td>岡山県医師会長</td></tr> <tr> <td>岡山県病院協会長</td></tr> <tr> <td>岡山県精神科病院協会長</td></tr> <tr> <td>岡山県歯科医師会長</td></tr> <tr> <td>岡山県薬剤師会長</td></tr> <tr> <td>岡山県看護協会長</td></tr> <tr> <td>総合病院岡山赤十字病院（基幹災害拠点病院）長</td></tr> <tr> <td>岡山県医薬品卸業協会長</td></tr> <tr> <td>岡山県消防長会長</td></tr> </table>	職名	所 属 ・ 職 名	副本部長	保健福祉部次長	専門委員	岡山県医師会長	岡山県病院協会長	岡山県精神科病院協会長	岡山県歯科医師会長	岡山県薬剤師会長	岡山県看護協会長	総合病院岡山赤十字病院（基幹災害拠点病院）長	岡山県医薬品卸業協会長	岡山県消防長会長	(地域本部) 第7条 本部長は、岡山県災害対策本部規程（昭和57年合同訓令第2号）に基づく地方災害対策本部が設置された場合、又は県民局の管内で発生した災害等により「おかやまDMAT」が出勤する場合に、必要があると認めるときは、当該保健所長に対し、県本部の下に、<u>地域本部の設置を指示する。</u> (地域本部の業務) 第8条 地域本部は、災害時の保健医療活動に関する調整を行うため、所管する地域において第3条に掲げる事項を処理する。 (庶務) 第11条 県本部の庶務は、保健福祉部医療推進課において、地域本部の庶務は、<u>県民局健康福祉部保健課又は企画調整情報課</u>において処理する。 別表1 岡山県災害保健医療調整本部構成員 <table> <tr> <th>職名</th><th>所 属 ・ 職 名</th></tr> <tr> <td rowspan="2">副本部長</td><td>保健福祉部次長</td></tr> <tr> <td><u>保健福祉部参与</u></td></tr> <tr> <td rowspan="10">専門委員</td><td>岡山県医師会長</td></tr> <tr> <td>岡山県病院協会長</td></tr> <tr> <td>岡山県精神科病院協会長</td></tr> <tr> <td>岡山県歯科医師会長</td></tr> <tr> <td>岡山県薬剤師会長</td></tr> <tr> <td>岡山県看護協会長</td></tr> <tr> <td><u>岡山県栄養士会長</u></td></tr> <tr> <td><u>（基幹災害拠点病院）岡山赤十字病院長</u></td></tr> <tr> <td><u>日本赤十字社岡山県支部長</u></td></tr> <tr> <td>岡山県医薬品卸業協会長</td></tr> </table>	職名	所 属 ・ 職 名	副本部長	保健福祉部次長	<u>保健福祉部参与</u>	専門委員	岡山県医師会長	岡山県病院協会長	岡山県精神科病院協会長	岡山県歯科医師会長	岡山県薬剤師会長	岡山県看護協会長	<u>岡山県栄養士会長</u>	<u>（基幹災害拠点病院）岡山赤十字病院長</u>	<u>日本赤十字社岡山県支部長</u>	岡山県医薬品卸業協会長
職名	所 属 ・ 職 名																														
副本部長	保健福祉部次長																														
専門委員	岡山県医師会長																														
	岡山県病院協会長																														
	岡山県精神科病院協会長																														
	岡山県歯科医師会長																														
	岡山県薬剤師会長																														
	岡山県看護協会長																														
	総合病院岡山赤十字病院（基幹災害拠点病院）長																														
	岡山県医薬品卸業協会長																														
	岡山県消防長会長																														
職名	所 属 ・ 職 名																														
副本部長	保健福祉部次長																														
	<u>保健福祉部参与</u>																														
専門委員	岡山県医師会長																														
	岡山県病院協会長																														
	岡山県精神科病院協会長																														
	岡山県歯科医師会長																														
	岡山県薬剤師会長																														
	岡山県看護協会長																														
	<u>岡山県栄養士会長</u>																														
	<u>（基幹災害拠点病院）岡山赤十字病院長</u>																														
	<u>日本赤十字社岡山県支部長</u>																														
	岡山県医薬品卸業協会長																														

旧	新																				
別表 2 岡山県地域災害医療本部構成員	別表 2 岡山県地域災害保健医療調整本部構成員																				
<table><tr><th>職 名</th><th>所 属・職 名</th></tr><tr><td rowspan="7">地域専門委員</td><td>地区医師会長</td></tr><tr><td>岡山県病院協会支部長</td></tr><tr><td>地区歯科医師会長</td></tr><tr><td>岡山県薬剤師会支部長</td></tr><tr><td>岡山県看護協会支部長</td></tr><tr><td>災害拠点病院(地域災害拠点病院)長</td></tr><tr><td>消防本部消防(局)長</td></tr></table>	職 名	所 属・職 名	地域専門委員	地区医師会長	岡山県病院協会支部長	地区歯科医師会長	岡山県薬剤師会支部長	岡山県看護協会支部長	災害拠点病院(地域災害拠点病院)長	消防本部消防(局)長	<table><tr><th>職 名</th><th>所 属・職 名</th></tr><tr><td rowspan="7">地域専門委員</td><td>地区医師会長</td></tr><tr><td>岡山県病院協会支部長</td></tr><tr><td>地区歯科医師会長</td></tr><tr><td>岡山県薬剤師会支部長</td></tr><tr><td>岡山県看護協会支部長</td></tr><tr><td>岡山県栄養士会支部長</td></tr><tr><td>災害拠点病院(地域災害拠点病院)長</td></tr></table>	職 名	所 属・職 名	地域専門委員	地区医師会長	岡山県病院協会支部長	地区歯科医師会長	岡山県薬剤師会支部長	岡山県看護協会支部長	岡山県栄養士会支部長	災害拠点病院(地域災害拠点病院)長
職 名	所 属・職 名																				
地域専門委員	地区医師会長																				
	岡山県病院協会支部長																				
	地区歯科医師会長																				
	岡山県薬剤師会支部長																				
	岡山県看護協会支部長																				
	災害拠点病院(地域災害拠点病院)長																				
	消防本部消防(局)長																				
職 名	所 属・職 名																				
地域専門委員	地区医師会長																				
	岡山県病院協会支部長																				
	地区歯科医師会長																				
	岡山県薬剤師会支部長																				
	岡山県看護協会支部長																				
	岡山県栄養士会支部長																				
	災害拠点病院(地域災害拠点病院)長																				
	附 則 この要綱は、令和元年 5 月 3 1 日から施行する。																				

岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県地域防災計画に基づき、岡山県災害保健医療調整本部（以下「県本部」という。）及び岡山県地域災害保健医療調整本部（以下「地域本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県本部は、岡山県災害対策本部条例（昭和37年岡山県条例第48号）に基づく岡山県災害対策本部（以下「県災対」という。）が設置された場合、又は県内で発生した災害等により「おかやまDMAT」が出動する場合に、県災対の下に設置する。

(業務)

第3条 県本部は、災害対応に係る保健医療活動の総合調整を行うため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 保健医療活動チームの派遣調整
- (2) 保健医療情報の収集、整理、分析及び提供
- (3) 傷病者等の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- (4) 医薬品等の供給に関する総合調整
- (5) 医療ボランティアの統括
- (6) その他災害対応に係る保健医療活動に関する必要な事項

(構成)

第4条 県本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 県本部に、本部長、副本部長を置き、本部長は、保健福祉部長の職にある者を、副本部長は、保健福祉部次長及び保健福祉部参与の職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第5条 本部長は、県本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長の命を受け、所掌事務を処理する。
- 4 専門委員は、本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、県本部との連携を図る。
- 5 災害医療コーディネーターは、専門委員と連携し、本部長に災害時の医療に関する支援策の立案、調整等を行う。

(本部会議)

第6条 県本部に本部会議を置き、本部長が招集する。

- 2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し、対策の調整及び推進について協議する。

(地域本部)

第7条 本部長は、岡山県災害対策本部規程（昭和57年合同訓令第2号）に基づく地方災害対策本部が設置された場合、又は県民局の管内で発生した災害等により「おかやまDMAT」が出動する場合に、必要があると認めるときは、当該保健所長に対し、県本部の下に、地域本部の設置を指示する。

(地域本部の業務)

第8条 地域本部は、災害時の保健医療活動に関する調整を行うため、所管する地域において第3条に掲げる事項を処理する。

(地域本部の構成)

第9条 地域本部には、別表2に掲げる者をもって構成することを標準とする。

(地域本部長等)

第10条 地域本部長は、地域本部を総括する。

2 地域副本部長は、地域本部長を助け、地域本部長に事故あるときは、地域本部長の職務を代理する。

3 地域本部員は、地域本部長及び地域副本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

4 地域専門委員は、地域本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、地域本部との連携を図る。

(庶務)

第11条 県本部の庶務は、保健福祉部医療推進課において、地域本部の庶務は、県民局健康福祉部保健課又は企画調整情報課において処理する。

2 第3条及び第8条に規定する業務の遂行については、本部員及び地域本部員の属する課等において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県本部について必要な事項は本部長が、地域本部について必要な事項は地域本部長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

別表 1

岡山県災害保健医療調整本部構成員

職 名	所 属 ・ 職 名
本 部 長	保健福祉部長
副本部長	保健福祉部次長
	保健福祉部参与
本 部 員	保健福祉部保健福祉課長
	保健福祉部医療推進課長
	保健福祉部健康推進課長
	保健福祉部生活衛生課長
	保健福祉部医薬安全課長
	危機管理課長
	消防保安課長
専門委員	岡山県医師会長
	岡山県病院協会長
	岡山県精神科病院協会長
	岡山県歯科医師会長
	岡山県薬剤師会長
	岡山県看護協会長
	岡山県栄養士会長
	(基幹災害拠点病院) 岡山赤十字病院長
	日本赤十字社岡山県支部長
	岡山県医薬品卸業協会長
災害医療 コーディネーター	知事が別に委嘱する者

別表2

岡山県地域災害保健医療調整本部構成員

職名	所属・職名	備前局	備中局	美作局
地域本部長	県民局健康福祉部 担当次長(保健所長)	備前県民局健康福祉部 担当次長	備中県民局健康福祉部 担当次長	美作県民局健康福祉部 担当次長
地域副本部長	県民局次長(保健所長)		備中県民局次長 (備北保健所長)	美作県民局次長 (真庭保健所長)
	県民局健康福祉部長	備前県民局健康福祉部長	備中県民局健康福祉部長	美作県民局健康福祉部長
地域本部長	県民局健康福祉部 企画調整情報課長	備前県民局健康福祉部 企画調整情報課長	備中県民局健康福祉部 企画調整情報課長	美作県民局健康福祉部 企画調整情報課長
	県民局健康福祉部保健課長	備前県民局健康福祉部 保健課長	備中県民局健康福祉部 保健課長	美作県民局健康福祉部 保健課長
	県民局健康福祉部 〇〇保健課長 (備北、真庭)		備中県民局健康福祉部 備北保健課長	美作県民局健康福祉部 真庭保健課長
	県民局健康福祉部 〇〇地域保健課長 (東備、井笠、新見、勝英)	備前県民局健康福祉部 東備地域保健課長	備中県民局健康福祉部 井笠地域保健課長	美作県民局健康福祉部 勝英地域保健課長
			備中県民局健康福祉部 新見地域保健課長	
	県民局健康福祉部 衛生課長	備前県民局健康福祉部 衛生課長	備中県民局健康福祉部 衛生課長	美作県民局健康福祉部 衛生課長
	県民局健康福祉部 〇〇衛生課長 (備北、真庭)		備中県民局健康福祉部 備北衛生課長	美作県民局健康福祉部 真庭衛生課長
地域専門委員	地区医師会長			
	岡山県病院協会支部長			
	地区歯科医師会長			
	岡山県薬剤師会支部長			
	岡山県看護協会支部長			
	岡山県栄養士会支部長			
	災害拠点病院(地域災害拠点病院)長			
災害医療 コーディネー ター	知事が別に委嘱する者			